

令和5年度 第11回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 録

御殿場市農業委員会

開催日時 令和6年2月13日(火)午後2時00分から3時00分

開催場所 御殿場市民会館 3階 第7会議室

出席委員 (31人)

1番	勝又忠好君	2番	杉山道洋君
3番	加藤由富君	4番	立道和策君
5番	岩瀬茂君	6番	勝又政昭君
7番	長田守正君	8番	坂本登志雄君
9番	伊倉ふさ子君	10番	勝亦里沙君
11番	小宮山光文君	12番	小宮山勉君
13番	鎌野博之君	14番	山崎嘉幸君
15番	芹沢重徳君	16番	勝又高君
17番	田代速夫君	18番	内田元和君
19番	鈴木政信君	20番	土屋直人君
21番	小林武治君	22番	大庭省一君
23番	勝亦康雄君	24番	勝又保明君
25番	渡辺義文君	26番	勝又光明君
27番	杉山光利君	28番	石田澄夫君
29番	滝口恵治君	30番	杉山裕君
31番	林良三君		

欠席委員 (0人)

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名人の指名について
- 4 会議書記の指名について
- 5 農地法に関する報告
議案第19号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
議案第20号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 6 農地法に関する議案
議案第42号 農地法第3条の規定による決定許可申請書の決定について
議案第43号 農地法第5条の規定による決定許可申請書の決定について
議案第44号 非農地証明申請書の決定について
- 7 その他
- 8 閉 会

農業委員会事務局職員

根上 宏樹 浅水 隆司 芹澤 慶将 遠藤 慎也 大川 将広 田代 欣三

会議の概要

- 事務局長 ただ今から令和5年度第11回御殿場市農業委員総会定例会を開会いたします。議案書をおめくりいただきまして、こちらの日程どおりに進行をさせていただきます。
- 会長 --会長挨拶--
- 事務局長 ありがとうございました。
 農業委員全員出席ということで、過半数を超えており、本会議が成立することを報告します。農業委員会総会議規則 第4条の規定により、小宮山会長を議長として進めていただきます。
 会長よろしくお願ひいたします。
- 会長 これからの進行について、私が議長職を務めさせていただきます。円滑に進めるため委員の皆様にご協力をよろしくお願ひいたします。
- 会長 日程3 議事録署名人の指名ですが、6番 勝又政昭委員、8番 坂本登志雄委員よろしくお願ひします。
- 会長 日程4 会議書記の指名ですが、遠藤書記を指名いたします。
- 会長 日程5 農地法に関する報告事項に入ります。
 報第19号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。
- 事務局 議案書の1ページをお願いします。
 報第19号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和6年2月13日報告。今月の4条の届出は1件です。

 (番号1について内容読み上げ)

 以上で事務局からの報告を終わります。
- 会長 ただ今、事務局からの報告がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

 (質問、意見等 なし)
- 会長 報告事項でございますので、ご了承お願ひします。
- 会長 続きまして、報第20号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について 事務局より報告を求めます。

事務局

議案書の2ページをお願いします。

報第20号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和6年2月13日報告。今月の5条の届出は3件です。

(番号1～3についての内容読み上げ)

以上で事務局からの報告を終わります。

会長

ただ今、事務局からの報告がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

報告事項でございますので、ご了承をお願いします。

会長

日程6 農地法に関する事項に入ります。

議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の3ページをお願いします。

議案第42号 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和6年2月13日提出。今月の3条許可申請は3件です。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 畑 72 m²

譲受人は新規就農のために譲渡人より買い受けるものです。

整理番号1について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

番号2 (議案書の内容読み上げ) 田 2,160 m²

譲受人は新規就農のために譲渡人より贈与を受けるものです。

整理番号2について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

番号3 (議案書の内容読み上げ) 畑 38.58 m²

譲受人は新東名高速道路の境界確定のため、自作地であった申請地を譲渡人より買い戻すものです。

整理番号3について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

整理番号1について担当委員より調査結果の報告を求めます。

14番委員

調査日は令和6年2月4日です。調査場所は現地において実施しました。譲受人と譲渡人に立ち会っていただきました。なお、譲受人は譲渡人の叔母にあたります。

申請行為について、本人が申請したものあり、間違いはありません。

権利の設定、移転等の内容ですが、譲渡人は営農活動の縮小を考えており、農地の維持管理が難しいので、譲受人に売渡し農地を保全したいということです。譲受人は自宅に隣接した申請地を取得し、家庭菜園を楽しみたいということです。

効率的な利用ですが、申請地は72㎡の畑で自宅前にあり、譲受人本人が耕作するということです。農作業経験は実家が農業を営んでおり、手伝いにも行っていますし、農機具は小型耕運機をリースで予定しています。鍬で耕作する方法が中心とのこと。手作業が中心ということです。

耕作管理計画ですが、申請地で作付する作物は、蔬菜類でレタス、キャベツを手作業で栽培します。病毒虫の発生が少ない品種の蔬菜を作付するが、見廻りをよく行いたいということです。

転貸しについては、転貸しはありません。

地域との調和ですが、草刈等は定期的に行い、周辺の農地に悪影響のない様にしますとのこと。

以上でした。ご審議のほどよろしくお願いします。

会長

整理番号2について担当委員より調査結果の報告を求めます。

23番委員

調査日は令和6年2月3日です。電話にて実施しました。私の近所でありますので、場所もわかっていますので、電話で行いました。

申請については、本人が申請したもので、内容に間違いはありません。

権利の設定、移転等の内容は、譲受人は、昨年より父親と非耕作地を借りて農業を拡大していて、今後も農業を後継者としてやっていきたいので、今回生前贈与ですが、農業をしたいということです。

効率的利用については、現在トラクター2台、コンバイン2台、田植機2台、米乾燥機1台を親が保有し、今後農業後継者として農業を拡大していく予定だそうです。今後も田んぼについては、米作りを行う予定だそうです。

耕作管理計画については、昨年と同様に稲作を続けていく予定だそうです。

転貸しについては、転貸しはありません。

地域との調和ですが、前年同様に稲作を続けていくので、問題は無いと思いますが、問題が発生した時は責任を持って対処するとのこと。

以上です。

会長

整理番号3について担当委員より調査結果の報告を求めます。

4番委員

調査日は令和6年2月7日です。調査場所につきまして、現地で実施しております。

審査の項目等のコメントをする前に、譲渡人からどうして譲り受けたのかと、皆さん

疑問に思うかもしれませんが、少し経緯をご説明させていただきます。

新東名高速道路建設に伴い、平成28年に譲渡人と譲受人は、土地の売買契約を締結し、譲受人は本件土地を含む土地について譲渡人に売却しました。その後、譲受人はトマト栽培に使用するため、所有地にビニールハウスを建築しましたが、ビニールハウスの一部が平成28年に譲渡人に売却した土地へ越境していることが判明しました。この越境の原因は、今はしっかりとした境界杭が打ってありますが、この当時はトラロープでだいたいこの辺だろうという程度の境界しか確認することができませんでした。そうすることで、はっきりした境界がなかったために、譲受人がビニールハウスを建てる時に越境してしまったということが判明しました。このため、両者協議の結果、令和5年12月1日付で当該越境箇所について、再度土地の売買契約を締結し譲受人は、譲渡人へ売却した土地の一部を買い戻すこととしたことから、今回の農地法第3条の規定による許可申請を行うものであります。先ほど申したとおり、土地の売買契約は平成28年6月30日に、譲渡人に売却しております。その後平成30年にビニールハウスを建築しており、長さ75m、幅36mのハウスを4棟建てております。このようなことを前提に調査結果を報告させていただきます。

申請行為については、本人が申請したものであり、内容に間違いはございません。

農地取得等の理由は適正か、適正でございます。

効率的利用につきましては、取得する農地は自宅から500mほどで、車で1分以内です。自作地はほかに、水田7,346㎡、畑6,724㎡、農機具につきましては、トラクター、田植機、コンバインを所有しています。作付けは、水稻、トマト、白菜、大根、さつまいもです。

耕作の管理につきましては、新たに取得する農地は、ビニールハウスでトマト栽培をしておりますので、引き続き栽培するというごさいます。

転貸し等はございません。

地域の農業につきましては、隣接するところが、新東名の側道部分にあたりますので、支障の無いようするというごさいます。

以上が調査の結果でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

会長 事務局及び調査委員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 次に議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の4ページをお願いします。

議案第43号 次のとおり農地法第5条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和6年2月13日提出。今月の5条許可申請は1件です。

番号1（議案書の内容読み上げ）畑 69 m²

転用内容は、売買による専用住宅1棟の建設です。

農地の区分は、いずれの区分にも該当しない農地のため、第2種農地に区分されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

担当委員より調査結果の報告を求めます。

23番委員

調査日は令和6年2月23日です。調査は譲渡人、譲受人に電話で実施しました。

申請行為については、本人が申請したものであり、間違いはありません。

転用理由ですが、宅地部分の横にあり今後の住宅建築に支障が出ることと、今後遊休農地になってしまうということで、やむを得ないと判断いたします。

資金については、自己資金で対応するとのことでした。

他の権利者の同意は、特に問題はありませんでした。

転用時期については、許可後すぐに着工したいとのことでした。

他法令についても、特に問題はありません。

転用面積ですが、69 m²と小さいことで、住宅の入口部分でありますので、目的から見て適正だと考えます。

周辺への影響ですが、周辺は宅地で、直接農地に支障を及ぼすことは無いと考えます。万が一問題が発生した場合は責任を持って対応するとのことでした。

以上でございます。

会長

事務局及び調査委員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

（質問、意見等 なし）

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

議案第44号 非農地証明申請書の決定について を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の5ページをお願いいたします。

議案第44号 次のとおり非農地証明申請書が提出されたので委員会の決定に附す。
令和6年2月13日提出。今月の非農地証明申請は1件です。

番号1（議案書の内容読み上げ）登記地目 畑 現況 山林 5,153㎡

こちらは、演習場内のため現地確認ができておりませんが、昭和22年頃に接収され通常の管理行為ができず山林化したということです。周辺が山林に囲まれた一角で申請書に添付された現地写真と平成25年、11年前の航空写真でも確認し非農地証明の要件である、耕作されていない状態が続いたことにより森林原野化し、農地への復元が困難な土地に当てはまります。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

整理番号1番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

28番委員

調査日は令和6年2月2日です。現地が演習所内のため、本人より写真等を確認しながら、自宅で聞き取り調査を実施いたしました。

申請行為につきましては、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

現地の現状ですが、現地の周辺は山林に囲まれており、当該地も杉の木や雑木に覆われております。

いつどのような経緯で転用したか、転用後10年以上経過しているかですが、昭和22年5月、当地を含む一帯が米軍占領軍に接収され、農耕等全面禁止となった時点よりおよそ70年以上経過しております。

所定の手続きをしなかった理由ですが、国策として東富士演習場に提供した土地であり、農地法の手続きを要する認識がなかったためということです。

農地への回復ですが、当該地は東富士演習場として、陸上自衛隊が演習等で使用している土地であるため、通常の管理行為ができず、山林化しており伐採、伐根等整備を要する状態であり、農地への復元は困難と思われれます。

農業生産力の高さですが、土地改良事業等は実施しておらず、周辺も山林であり農業生産力は高くありません。

他法令の関係ですが、他法令には抵触しておりません。

以上で調査内容の報告でした。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

事務局及び調査委員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

（質問、意見等 なし）

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 これをもちまして、全ての審議が終わりましたので、事務局にお返しします。

事務局 (連絡事項)

1. 新聞記事の紹介
2. 先進地活動事例（秋田県にかほ市農業委員会の農地利用に関する話し合い推進の取り組み）の紹介
3. 地域計画「1月23日担い手の皆様方による協議の場」結果について
4. 地域計画「目標地図素案（R6年3月版）に新たに位置付ける農地（案）」について
5. 能登半島地震 義援金について
6. 3月19日（火）「地域まるっと中間管理方式講演会」について
7. 広報ごてんば2月5日号について
8. 令和6年度 御殿場市農業委員会総会等日程表について
9. 農業会議情報の案内
10. 次回総会 3月12日（火）午後2時00分
御殿場市役所東館2階 203会議室

事務局長 全体を通して何がございますでしょうか。

7番委員 3月19日の講演会ですが、時間的にどれくらいを予定していますか。

事務局長 全体では、最大で5時までになります。

座談会で法人化、集約営農等の要望があったので、愛知の方で地域の農村を守る取り組みを行っている先進事例を、講師をお呼びいたしまして、静岡県農業会議との共催で御殿場に誘致いたしました。先進事例ということで、ぜひ農業委員の皆様にも出席いただきたいと思っております。ご都合が合えば、よろしく申し上げます。

その他の連絡事項ですが、3月の定例会の初日が3月19日で、明後日から委員会ということで、農業委員会の委員の皆様への報酬条例の増額を案として上程する予定です。詳細につきましては、可決後、来月の農業委員会総会で説明させていただきます。

それでは令和5年度第11回総会を閉会いたします。

議 長

議事録署名人

6 番

議事録署名人

8 番
